○厚生労働省令第七十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の七第一項及び第八十二条並びに社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　失業等給付	第三章　失業等給付
第一節～第六節の二　（略）	第一節～第六節の二　（略）
第七節　雇用継続給付	第七節　雇用継続給付
第一款　（略）	第一款　（略）
第二款　削除	第二款　育児休業給付（第百一条の十一―第百一条の十五）
第三款　介護休業給付（第百一条の十六―第百一条の二十）	第三款　介護休業給付（第百一条の十六―第百二条）
第三章の二　育児休業給付（第百一条の二十一―第百二条）	（新設）
第四章・第五章　（略）	第四章・第五章　（略）
附則	附則
（被保険者となつたことの届出）	（被保険者となつたことの届出）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　事業主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定により提出する資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えなければならない。	4　事業主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定により提出する資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　第一項に規定する期限から起算して過去三年間に法第十条の四第二項（法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による納付の命令を受けたことその他これに準ずる事情があつたと認められる場合	三　第一項に規定する期限から起算して過去三年間に法第十条の四第二項に規定する同条第一項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ぜられたことその他これに準ずる事情があつたと認められる場合
四　（略）	四　（略）
5～8　（略）	5～8　（略）
9　第一項の届出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平	9　第一項の届出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平